

医療機関等関係者の皆様へ（平成21年8月）

（後期高齢者医療広域連合からのお知らせ） レセプトの過誤処理について

日頃より長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の運営につきまして、格別なるご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、レセプトに資格上の誤りがあるときは、できる限り広域連合で修正しておりますが、修正が難しいものや確認が必要なときは、レセプトを返戻させていただいております。

しかしながら、レセプトの返戻に要する期間の短縮に関する要望が多く、宮城県医師会、宮城県歯科医師会、宮城県薬剤師会、宮城県柔道整復師会と協議した結果、処理手順等について、平成21年8月診療分から、次のとおりの見直しを行うこととなりましたのでお知らせいたします。

①返戻手順の見直しについて（平成21年8月診療分から②に変更します）

(1)－（変更前）

これまでは、国保連と広域連合でレセプト審査を行い、返戻レセプトの減額調整をして医療機関に返戻するため、広域連合が行う過誤返戻処理には約4ヶ月の期間が必要でした。

	診療月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後	4ヶ月後
①医療機関	診療	レセプト提出			レセプト過誤返戻
②国保連		審査	【全件分を給付】	【過誤分減額】	
③広域連合			審査&過誤返戻処理		

(2)－（変更後）

広域連合の過誤返戻処理を国保連に委託することにより、レセプトの返戻処理にかかる期間を、約2ヶ月に短縮することが可能となります。

	診療月	1ヶ月後	2ヶ月後
①医療機関	診療	レセプト提出	レセプト過誤返戻
②国保連		審査&返戻処理	【返戻以外を給付】
③広域連合			審査

※ただし、止むを得ず広域連合からレセプト返戻を行う場合については、従来どおりの取扱いとなる場合がありますのでご了承願います。

お問い合わせ先：宮城県後期高齢者医療広域連合事務局 給付課 電話：022-266-1021 FAX：022-266-1031